

副 本

令和2年(行ウ)第344号

LINEを用いたオンラインによる住民票の写し交付請求サービス適法確認請求事件

原 告 株式会社Bot Express

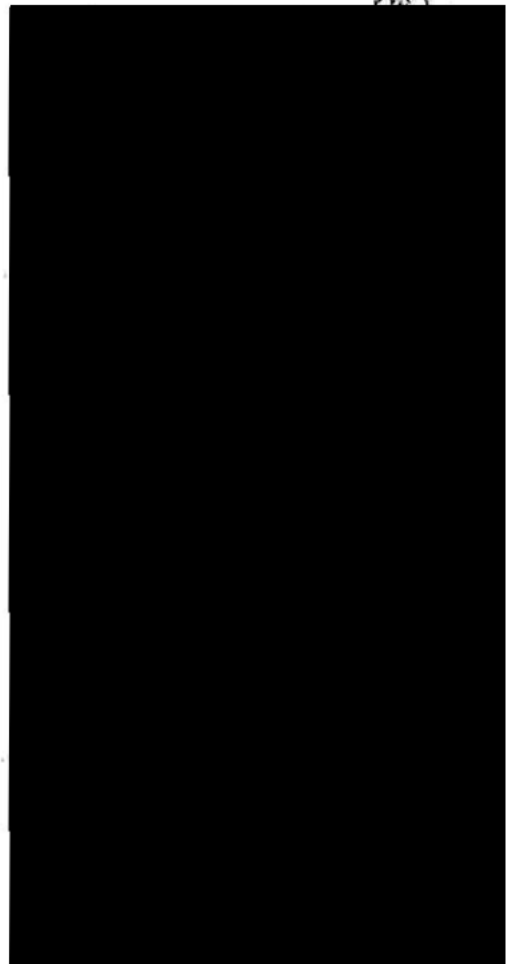
被 告 国

証 拠 説 明 書 (2)

令和3年10月12日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

被告指定代理人



略称等は、被告書面の例による。

書証 番号	標 目	原本・写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
Z6	官報	写し	R3.9.29	独立行政法人国立 印刷局	令和3年9月29日に本件省令改正に係る令和3年総務省令第96号が公布・施行されたこと及びその内容。	
Z7	解説行政手続オンライン化法(抜粋)	写し	H15.4.10	総務省行政管理 局・総務省自治行 政局	改正前のデジタル手続法である「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」と公的個人認証法とは、e-Japan重点計画の下で、「行政手続オンライン関係三法」として同時に国会に提出されたものであること。	
Z8	全訂住民基本台帳法逐条解説(抜粋)	写し	H26.12.10	市町村自治研究会	住基法に規定される「記録の適正な管理」とは、住民記録の正確性の維持等を求めるものにとどまらず、住民票の写し等については、個人情報として保護されるべきであることから、その交付に係る合理的な制限をも求める趣旨も含まれるものであること。	
Z9	新旧対照表	写し	H19.6.6	第一法規株式会社	「偽りその他不正の手段」により住民票の写しの交付を受けた者の制裁を、「十万円以下の過料」(平成19年改正前の52条)から「三十万円以下の罰金」(現47条2号)に加重する改正が行われたこと。	
Z10	住民基本台帳事務処理要領(抜粋)	写し	S42.10.4	自治省行政局長ほか	住民票の写し等の交付手続に当たっては、窓口による請求の場合であっても、郵送による場合であっても、厳格な本人確認を求めており、最終的には、実際に申請者に電話を掛けたり面会する方法で本人確認を行うことまでが予定されていること。	
Z11	デジタル・ガバメント実行計画(抜粋)	写し	R2.12.25	内閣	閣議決定において、地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進が提言されていること。	
Z12	電子署名・認証一法令の解説と実務(抜粋)	写し	H14.6.30	渡邊新矢・小林党・高橋美智留	電子署名法8条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書は、本人確認の確実性が極めて高いこと等。	

略称等は、被告書面の例による。

書証 番号	標 目	原本・写し の別	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙13	公的個人認証サービスのすべて その制度とシステムの全貌(抜粋)	写し	H15.11.25	公的個人認証システム研究会、猿渡知智、村松茂、瀬脇一	オンライン申請等に必要な高度な個人認証サービスを創設した趣旨が、行政手続のオンライン申請・届出等の手続保障を、広く全国の住民に対して実質的に確保すること等にあること。	
乙14	公的個人認証サービス事務処理要領	写し	R3.2.15	総務省	公的個人認証法上の署名用電子証明書を発行する際には、申請者の利用者確認につき、厳格な本人確認を行っており、申請書の提出を求めてその実在性を確認の上、本人性確認としては、写真の貼付された運転免許証等の提示を求めることを原則とし、この方法が採れないときは、健康保険の被保険者証等の提示を求めるとともに、本人に関する事項につき適宜質問するなどの方法を探っていること。	